Japan Asia Group Limited.
最終更新日：2015年6月26日
日本アジアグループ株式会社
代表取締役会長兼社長 山下哲生
問合せ先：03-4476-8000(代表)
証券コード：3751
http://www.japanasiagroup.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社および当社グループは、企業価値を高める観点から、経営判断の迅速化とコーポレート・ガバナンスの充実による経営の透明性と健全性の向上を重要な経営課題であると認識しております。コーポレート・ガバナンスの充実に向けてコンプライアンスの徹底をはかるとともに、積極的かつ迅速な情報開示による経営の透明性・健全性の向上と効率経営を実現するための施策ならびに組織体制の継続的な改善、強化に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
藍澤證券株式会社	3,448,760	12.47
JAPAN ASIA HOLDINGS LIMITED	2,624,800	9.49
株式会社みずほ銀行	825,070	2.98
JA PARTNERS LIMITED	673,600	2.43
国際航業ホールディングス株式会社	547,350	1.98
NOMURA SINGAPORE LIMITED CUSTOMER SEGREGATED A/C FJ－1309	530,050	1.91
株式会社SBI証券	523,700	1.89
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505086	507,700	1.83
日本アジアホールディングズ株式会社	495,030	1.79
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	438,810	1.58

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田辺　孝二	学者											
八杉　哲	学者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田辺　孝二	○	当社は同氏を独立役員として指定している。	学識経験者としての幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言をいただけると判断したことから社外取締役に選任しました。 また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211 条第6項第5 号に定める利害関係がなく、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立的（中立・公正）な立場を保持していると判断し、独立役員として指定しております。
八杉　哲	○	当社は同氏を独立役員として指定している。	学識経験者としての幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言をいただけると判断したことから社外取締役に選任しました。 また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211 条第6項第5 号に定める利害関係がなく、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立的（中立・公正）な立場を保持していると判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

当社の独立役員の第28期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）に開催された取締役会全21回における出席状況は、取締役田辺孝二および常勤監査役沼野健司は、すべてに出席（出席率100%）し、および監査役小林一男は20回出席（出席率95%）し、それぞれ適切な助言・提言をいただいております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬限度額は、平成21年１月27日開催の第21回定時株主総会において年額300百万円以内と定める固定枠と前事業年度の連結当期純利益の５%以内と定める変動枠の合計額と決議いただいております。
中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることを目的として、平成25年度よりストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、子会社の取締役、その他

該当項目に関する補足説明 更新

上記のストックオプション制度導入の目的に照らし、当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員および重要な従業員を対象に、有償にてストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

社内取締役および社外取締役の別に各々の総額を開示しております。平成27年３月期における取締役の報酬等の総額は、取締役５名に対し308,600千円（うち社外取締役１名 9,000千円）です。なお、上記支給額には、当該事業年度に係る役員賞与引当金繰入額38,000千円が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は、平成21年１月27日開催の第21回定時株主総会において年額300百万円以内と定める固定枠と前事業年度の連結当期純利益の５%以内と定める変動枠の合計額と決議いただいております。監査役の報酬限度額は、平成21年１月27日開催の第21回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役および社外監査役の職務を補助する専任の組織・使用人は置いておりませんが、社外取締役および社外監査役から要請を受けた事項については、総務所管部門において補助を行っております。なお、社外監査役には、担当役員の判断により、総務所管部門を通じて重要事項に関する資料を適宜提供する体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社グループのガバナンス体制は、事業会社が事業執行機能を担い、純粋持株会社である当社が経営・監督機能を担うという経営体制を採用し、事業執行に対する監督機能の強化がはかられております。そのため、純粋持株会社である当社においては、監査役設置会社の形態を採用しております。当社では監査役会を設置しており、３名の監査役のうち２名が社外監査役であり、監査体制が経営監視機能として有効であると判断しております。
監査役は取締役会およびその他の重要な会議に出席しており、中立的な立場から取締役の業務執行や会社運営の監視を行っております。監査役は、意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な助言・提言を行っており、客観的な視点を経営判断に関与させております。

（取締役会）
取締役会は毎月１回の定時取締役会のほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令、定款等において規定される取締役会決議事項の審議、決定を行うほか、取締役は、業務執行状況および取締役会が必要と認めた事項を取締役会に報告しております。
取締役の選任については、人格、識見、経歴等を勘案して候補者として取締役会で決議した後、株主総会に諮っております。監査役の選任については、人格、識見、経歴等を勘案して候補者として監査役会の同意を得て、取締役会で決議した後、株主総会に諮っております。

取締役の報酬は、株主総会において決議された報酬総額の範囲内において、当社の業績ならびに各取締役の職務内容に応じて取締役会にて決定しております。

（監査役会）
監査役会は、常勤監査役を含む3名で構成されており、そのうち2名が社外監査役であります。各監査役は監査役会が策定した監査計画に従い監査をすすめ、原則毎月開催される監査役会において報告しております。常勤の社外監査役および非常勤の社外監査役は取締役会に常時出席し、職務執行の適正性、妥当性を確保いたしております。これと連携して社長直轄の内部監査室（2名）による内部監査を実施し、経営の適法性を確保しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社グループのガバナンス体制は、事業会社が事業執行機能を担い、純粋持株会社である当社が経営・監督機能を担うという経営体制を採用し、事業執行に対する監督機能の強化がはかられております。そのため、純粋持株会社である当社においては、監査役設置会社の形態を採用しております。当社では監査役会を設置しており、監査役3名のうち2名が社外監査役であり、監査体制が経営監視機能として有効であると判断しております。
監査役は取締役会およびその他の重要な会議に出席しており、中立的な立場から取締役の業務執行や会社運営の監視を行っております。監査役は、意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な助言・提言を行っており、客観的な視点を経営判断に関与させております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳(要約)を作成し、当社英文ホームページにおいて掲載しております。
その他	当社ホームページに株主総会招集通知等を掲載しているほか、株主総会では事業報告・計算書類・決議事項についてビジュアル化を図るなど株主様の理解を深められるよう努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにて開示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年2回程度、個人投資家を対象とした会社説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則年2回(中間決算、本決算発表後)証券アナリストや機関投資家を対象とした決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、グループ事業紹介、財務・株式情報、決算説明会資料及び動画などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR 所管部門に専門スタッフを配置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、企業活動の継続的かつ健全な発展によって企業価値の増大をはかるため、次の内部統制システムの整備に関する基本方針を制定し、これを日常業務の指針として、継続的な内部統制システムの改善ならびに適正な運営により、社会的使命を果たしてまいります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1) 企業行動指針を定め、グループの役職員に周知徹底し、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成をはかる。
(2) コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、グループにおけるコンプライアンス体制の構築・運用を推進し、コンプライアンスの強化ならびに企業倫理の浸透をはかる。
(3) 業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、グループの内部監査部門と協同してグループでの法令および内部規程等の遵守状況を監査し、社長および取締役会にグループ全体の監査総括報告を行う。
(4) グループの役職員が外部弁護士等に対し、直接通報を行うことができる内部通報制度を確保する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
(1) 取締役会議事録等、取締役の職務執行に係る情報については、法令を遵守するほか文書管理に関する諸規程等に従って保存・管理する。
(2) 取締役、監査役および会計監査人等が必要に応じて閲覧、謄写できる状態を確保する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) グループにおける最適なリスク管理体制を構築するために、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、リスク管理に関する規程を定め、全般的なリスクの把握、評価、対応策、予防策を推進し、企業活動の継続的かつ健全な発展による企業価値の向上を脅かすリスクに対処する。
(2) 災害等の非常事態や顧客からの苦情や要望などに関しては、情報伝達ルールを定め、グループにおけるリスク情報の円滑な伝達ならびに機動的対応をはかる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 経営組織を構築し、取締役会において代表取締役のほか業務を執行する取締役を指名し、業務の効率的推進を行う。また、子会社においてもこれに準拠した体制を構築する。
(2) 業務が効率的かつ公正に執行されるよう、業務執行者への委任の範囲における権限を定める決裁規程や職務権限規程を確保する。また、子会社においてもこれに準拠した体制を構築する。

5. 会社および会社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)「関係会社管理規程」により、グループ各社が担うべき役割を明確にし、持株会社としてグループ各社の最適な運営をはかる。
(2) グループの企業価値の最大化の役割を担う持株会社として、グループ各社における業務の適正を確保するため、各社の経営については自主性を尊重しつつ、事業分野ごとに、現状報告や情報共有のための報告会議を開催し、当社へ事前協議・報告を行わせるなどグループ企業の管理の視点から業務の適正を確保するための体制を確保する。
(3) グループ全役職員が、業務遂行にあたりコンプライアンス上の疑義が生じた場合に、内部通報制度を利用し、相談および通報することができる体制を確保する。
(4) 当社の監査役会において、グループ会社の監査役と意見交換会を適宜開催する。

6. 監査役会がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1) 監査役が監査役業務補助のための補助スタッフを求めた場合には、会社の業務部門から独立した専従社員を設置する。
(2) 補助スタッフの監査業務に関する独立性を確保するため、当該スタッフは監査業務に関して、業務を執行する者の指揮命令を受けないこととするとともに、その人事評価・異動・処遇については、監査役会の同意により決定する。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1) 取締役会の出席のほか、業務執行上の意思決定に関する重要な会議への監査役の出席の機会の確保、重要な決裁書類等の社内文書の提出または閲覧できる具体的手段を確保する。
(2) 内部情報に関する重要事実等が発生した場合は、グループの取締役または使用人から、遅滞なく監査役に報告ができる体制を確保する。
(3) 監査役の要請によりグループの取締役・使用人に報告を求められた場合は、迅速かつ適切に報告を行う。
(4) 監査役に報告・情報提供を行った当社および子会社の役員・使用人に対し、不利益な取扱いを行わない。
(5) 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 会計監査人の会計監査の内容および監査結果について説明を受けるとともに、情報や意見交換を行うなど会計監査人との連携がとれる体制を確保する。
(2) 内部監査部門が、内部監査計画を協議するとともに内部監査結果について報告するなど、密接な連携がとれる体制を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、社内規程等に明文の根拠を設け、経営陣以下、組織全体として対応する。
2. 反社会的勢力等からの不当要求等に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携関係の構築に努め、必要に応じて連携して対応する。
3. 反社会的勢力等とは業務上の取引関係を含めて、一切の関係を遮断する。
4. 反社会的勢力等からの不当要求を拒絶し、必要に応じて民事および刑事の両面から法的対応を行う。
5. いかなる理由があっても事案を隠蔽するための反社会的勢力との裏取引は絶対に行わない。また、反社会的勢力等への資金提供は絶対に行わない。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

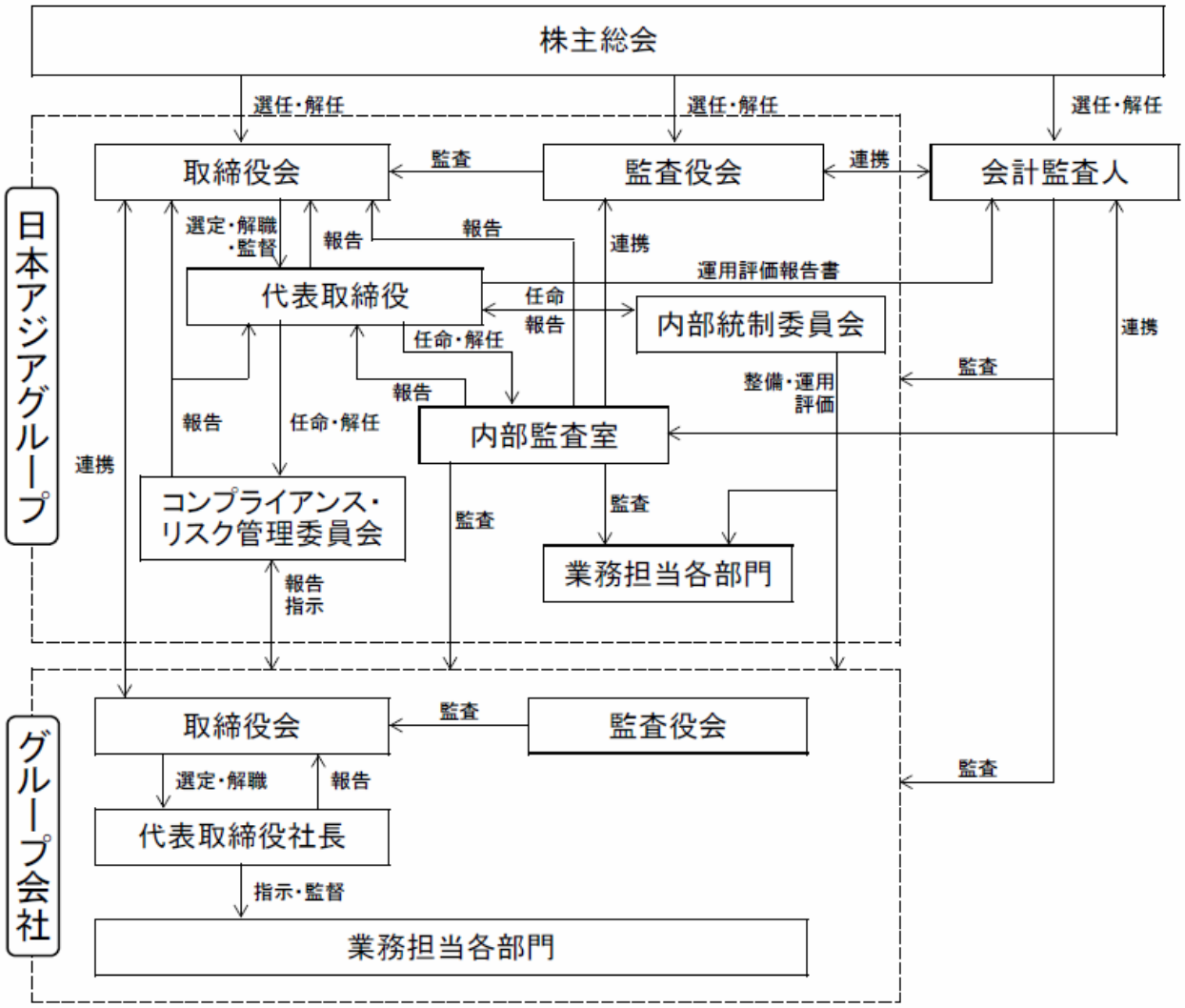
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、株主・投資家の皆様をはじめとしたステークホルダーへの説明や経営の健全性、透明性を高めることで企業価値の向上を目指し、公正かつ適時・適切に開示を行っております。

(1)適時開示に関する基本方針
当社は、株主、投資家をはじめとするあらゆるステークホルダーの皆さま方に、当社に関する重要な情報を正確にわかりやすく、公平かつ適時、迅速に開示することをIR活動の基本方針としております。情報の開示にあたっては、関連法規を遵守するとともに、当社および当社グループの事業活動を幅広くご理解していただくように、IR情報を発信いたします。
なお、適時開示までの間における会社情報の取扱につきましては、「インサイダー取引防止規程」を定め、情報漏洩や不正利用の内容適時適切
な情報管理の徹底を図っております。
また、適時開示規則に基づく開示事項に該当しない情報につきましても、経営の透明性向上のために当社の理解を助けると判断した情報につき
ましては、積極的かつ公平に開示いたします。

(2)適時開示に係る社内体制
当社は、会社情報を開示するにあたり、適時開示規則に定める決定事実に関する情報及び決算に関する情報については取締役会の決議をもって開示しております。
発生事実に関する情報については、関連部署より情報取扱責任者に情報を集約し、情報取扱責任者が開示内容を策定しております。開示にあたっては原則として事前に代表取締役社長の承認を得ております。
当社は、取締役会または代表取締役社長の決議、承認後、情報取扱責任者が関係部門と開示内容について確認を行い、TDnetおよびEDINETにおいて遅滞なく適時開示の手続きをおこなっております。また、適時開示された後、当社ホームページにおいて開示情報を掲載することで、株主および投資家が公平かつ容易に情報アクセスができる機会を確保するよう努めております。

【参考書類:模式図】


株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
取締役会
監査
監査役会
連携
会計監査人
日本アジアグループ
選定・解職
・監督
報告
報告
連携
運用評価報告書
代表取締役
任命
報告
内部統制委員会
連携
任命・解任
監査
整備・運用
評価
報告
報告
任命・解任
内部監査室
連携
コンプライアンス・
リスク管理委員会
監査
監査
業務担当各部門
報告
指示
取締役会
監査
監査役会
監査
選定・解職
報告
代表取締役社長
指示・監督
業務担当各部門
グループ会社

日本アジアグループの適時開示体制の概要

